大阪市告示第1283号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月22日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和7年9月1日(月)	午後5時から
	令和7年9月8日(月)	午後10時まで
	令和7年9月16日(火)	午前9時から
		午後7時まで
	令和7年9月22日(月)	午後5時から
	令和7年9月29日(月)	午後10時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和7年9月5日(金)	午前9時から 午後10時まで
西淀川スポーツセンター	令和7年9月19日(金)	
体育場	令和7年9月26日(金)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)